（平成二十三年農林水産省告示第千八百六十五号の一部改正）

**第三条**　平成二十三年農林水産省告示第千八百六十五号（家畜伝染病予防法第十三条の二第一項の農林水産大臣が指定する症状及び同条第四項の農林水産大臣の指定する検体並びに家畜伝染病予防法施行規則第九条第二項第五号の農林水産大臣が指定する症状を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

| 改正後 | |
|---|---|
| 三～五　（略） | |
| 四　鶏、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の液卵（殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。） | （略） |
| 原料とするソーセージ、ハム及びベーコン | （略） |

| 改正前 | |
|---|---|
| 三～五　（略） | |
| 四　鶏、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにあひる、がちょうその他のかも目の鳥類の液卵（殻付き卵から卵殻を取り除いたものをいう。） | （略） |
| 又は臓器を原料とするソーセージ、ハム及びベーコン | （略） |

一　家畜伝染病予防法第十三条の二第一項の農林水産大臣が指定する症状は、次の表の上欄に掲げる家畜の種類ごとに、それぞれ同表の中欄に定めるいずれかの症状とする。

| 家畜の種類 | 症状 | 備考（対象とする家畜伝染病） |
|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） |
| 鶏、あひる、うずら、きじ、エミュー、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥 | （略） | （略） |

| 家畜の種類 | 症状 | 備考（対象とする家畜伝染病） |
|---|---|---|
| （略） | （略） | （略） |
| 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥 | （略） | （略） |